

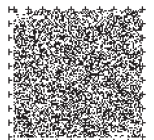
佐賀市 高齢者保健福祉計画

ダイジェスト版

平成30年3月



佐賀市





はじめに

現在、我が国は世界で最も高い高齢化率となっており、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進んでいます。佐賀市においても全国水準と同様に高齢化が進み、2018年3月現在の高齢化率が約27.0%となっており、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、おおむね30%を超え、3人に1人が高齢者になるという将来推計もされています。そこで、この超高齢社会に対応した高齢者福祉施策の構築が急務となっているところです。

このような状況の中、介護保険法が一部改正され、2015年から「介護予防・日常生活支援総合事業」、いわゆる総合事業がスタートしました。

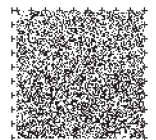
この総合事業は「市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨」とされています。

本計画では、この総合事業を本格的に実施するため、健康福祉の面から支援するサービスや供給体制を計画的に確保・整備することにより、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしており、本市の第2次総合計画に掲げる「住み慣れた地域で支え合い、自分らしく自立した生活ができるまち」の実現に向け取り組んでまいりたいと思います。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました佐賀市高齢者保健福祉計画策定委員会の委員の皆様、策定過程において貴重なご意見をいただきました市民の皆様、ご協力いただきました皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

2018年3月

佐賀市長 秀島 敏行



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	3
1 計画の法的な位置づけ	3
2 関連計画との連携	4
第3節 基本理念	5
第4節 計画の期間	5
第2章 佐賀市における高齢者の状況	6
第1節 佐賀市における高齢化の特徴	6
1 佐賀市の人口と高齢化率の推移	6
2 佐賀市における高齢者人口	6
3 佐賀市におけるひとり暮らし高齢者の状況	8
4 佐賀市における地域別の高齢化の状況	9
第2節 佐賀市の総人口と高齢者人口の推計	11
第3節 要支援・要介護認定者の推移	12
第3章 施策の内容	13
基本目標	13
施策の体系	14
基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり	16
1 地域包括支援センター運営の充実	16
2 在宅医療・介護連携の推進	17
3 認知症ケア体制の整備	19
4 生活支援体制の整備	20
基本目標2 健康づくりと介護予防の推進	22
1 健康づくりの推進	22
2 介護予防・生活支援サービス事業の充実	23
3 一般介護予防事業の充実	24
基本目標3 高齢者の社会参加と生活環境の整備	27
1 社会参加の推進	27
2 生活環境の整備	28
基本目標4 自立と安心につながるサービスの充実	30
1 在宅生活の継続支援	30
2 家族介護者支援の充実	31
3 安心につながる取り組みの推進	31

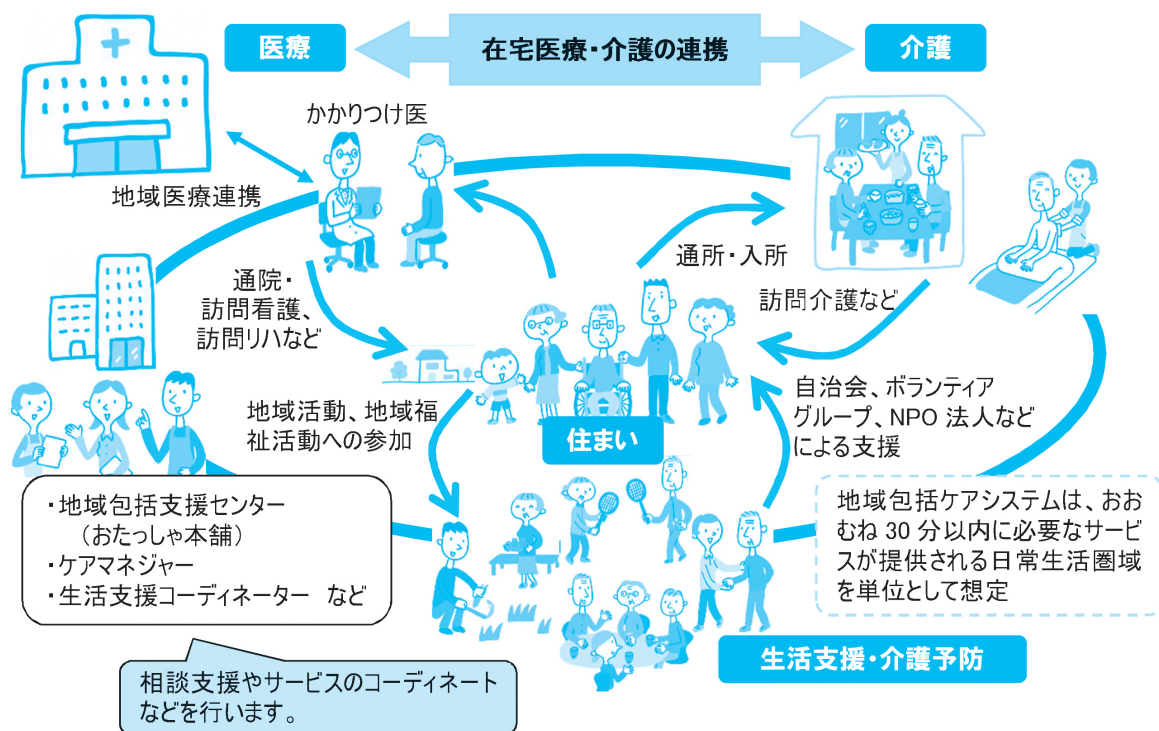
第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

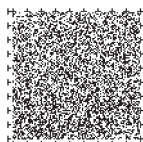
わが国では、平成37年（2025年）までに団塊の世代が75歳以上となる時期を迎え、高齢化率は30%を超え、5人に1人が75歳以上という状況が見込まれています。全国の平均寿命は、医療技術の向上などによって今後さらに長くなると予測され、介護保険料の高騰や家族介護者の負担が重くなることも懸念されます。

このようなことを背景に、国では、地域包括ケアシステムの構築や認知症対策を強化するとともに、「介護離職ゼロ」を目指す政策をすすめています。

■2025年の地域包括ケアシステムの姿



平成26年6月、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（地域医療・介護総合確保推進法）が成立し、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進することが打ち出されました。同法で介護分野では、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、要支援1・2の認定者が対象となる介護予防訪問介護と介護予防通所介護を地域支援事業に移行し、多様化すること（新しい介護予防・日常生活支援総合事業の本格的な実施など）や特別養護老人ホームについて、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える機能に重点化することなどが定めら

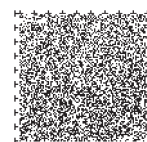


れました。

平成29年5月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。社会福祉法では、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携などによる解決が図られることを目指すことが明記されました。そのために、①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整などを行う体制、③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関などの関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制など、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。さらに、介護保険法では、介護療養病床に代わる新たな介護保険施設としての「介護医療院」の創設、介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法では、高齢者と障がいのある人や障がいのある子どもが同一の事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス事業所」が新たに位置づけられました。

佐賀市では、高齢化率が年々増加し、平成27年の国勢調査結果では25.9%となりました。さらに、平成37年（2025年）の高齢化率は、おおむね30%になることが見込まれています。介護サービスの需要が高まる中、高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、さまざまな事業者や住民が連携した地域包括ケアシステムを構築していくことがますます重要になっています。また、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりも求められています。そのために、既に始めている事業や取り組みをしっかりと踏まえた上で、さらに充実した地域包括ケアシステムのあり方を描いていくことが大切になります。

佐賀市では、このような状況を十分に踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域や住まいで、尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、新たな「佐賀市高齢者保健福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。



第2節 計画の位置づけ

1 計画の法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に定める「市町村老人福祉計画」として、介護保険の給付対象及び給付対象外の高齢者の介護予防や福祉事業を含めた地域における高齢者保健福祉事業全般にかかる計画として位置づけられます。

一方、介護保険法第117条に定める「市町村介護保険事業計画」は、介護保険事業の円滑な実施に関する計画として、「市町村老人福祉計画」との強い連携が求められる計画ですが、佐賀市の介護保険の保険者である佐賀中部広域連合（構成市町：佐賀市、多久市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町）が策定することになります。

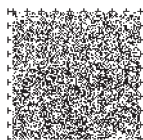
「市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）」

高齢者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定めた計画であり、高齢者の福祉に関わる総合的な計画です。

「市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）」

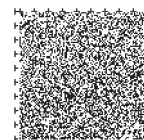
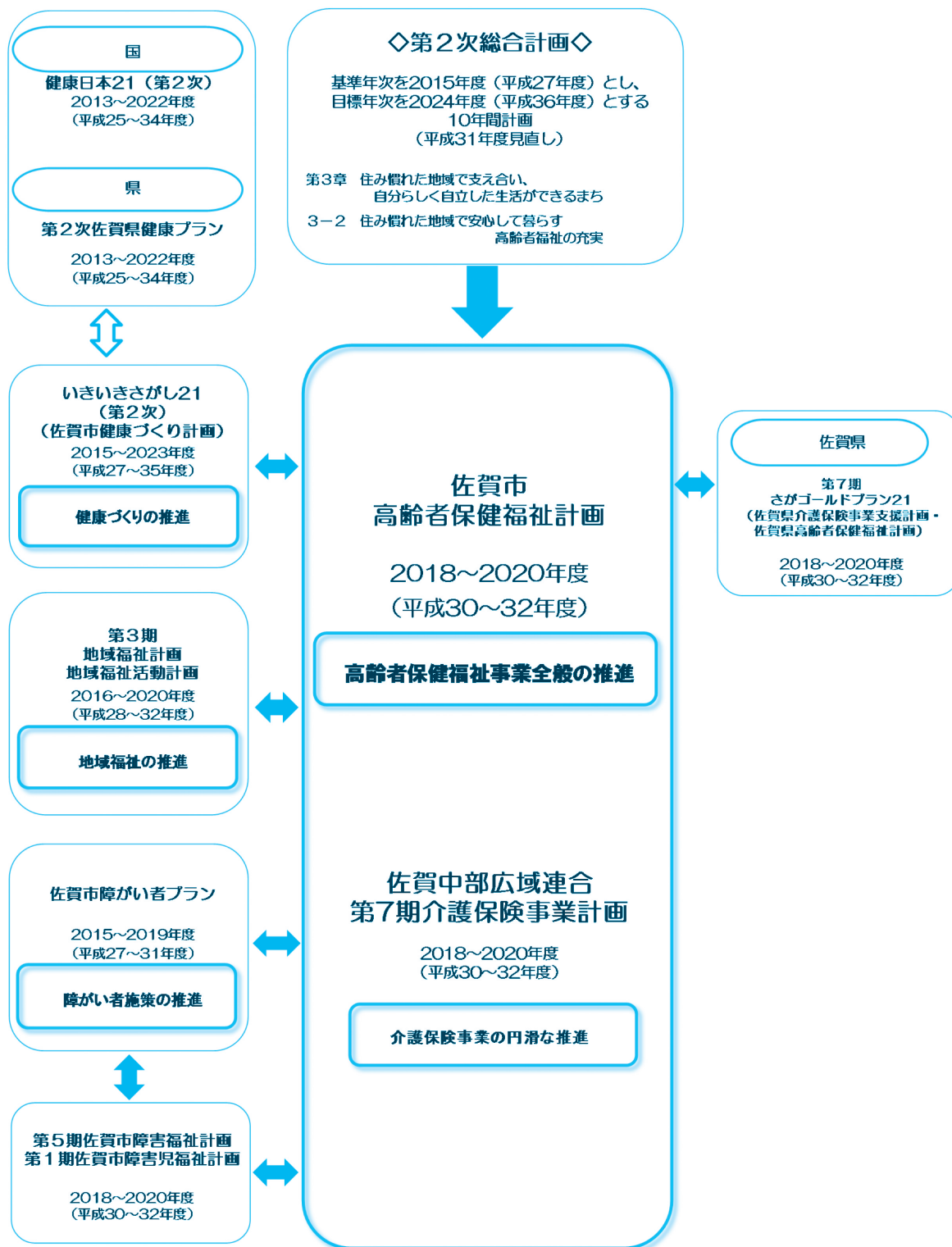
適正な介護保険サービスの実施量及び地域支援事業に関する事業量等を見込むとともに、それに基づく介護保険料を算定する計画です。

佐賀市では、高齢者が地域で安心して生活していくためには、高齢者の心身の健康づくりを推進することが重要であること、健康づくりと介護予防が密接不可分な関係にあると言っても過言ではないことから、今回策定する計画についても、保健に関する内容も包括した、高齢者の保健福祉に関する総合的な計画とします。



2 関連計画との連携

本計画は、第2次総合計画の個別計画としての性格を有しますが、地域福祉計画などの他の関連する計画との整合や連携を図るものとします。本計画と関係する計画との位置付けは次のとおりです。



第3節 基本理念

現代社会では、生活環境や市民意識の変化によりライフスタイルが多様化しています。そのため、一人ひとりの個性や価値観に応じた生き方を求める人が多くなっています。

一方、高齢化が進む中で、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。高齢者がその暮らし方に応じて、地域で元気に年を重ねていけるための支援が必要といえます。そのために、きめ細かな福祉サービスの提供に取り組むとともに、地域で支え合う体制を一層強化し、お互いに尊重し助け合う地域社会の形成を図り、生きがいを持って、いきいきと暮らし続けられるような地域福祉の充実に取り組みます。また、住み慣れた地域で支え合い、高齢であっても、生きがいを持って自分らしく自立した生活ができ、積極的に社会に参画できるような地域社会の形成を目指します。

地域で支え合い、自分らしくいきいきと生活できる社会の実現

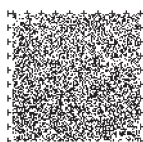
を本計画の基本理念とします。

第4節 計画の期間

高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとして策定することとなっています。また、介護保険事業計画は、介護保険法の規定により計画期間を3年として定めることとなっています。

そうしたことから、本計画は、佐賀中部広域連合が定める第7期介護保険事業計画に合わせて、始期を平成30年度（2018年度）として、目標を平成32年度（2020年度）とした3か年計画とします。

	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		
平成12 ～16年度	←→																						
平成15 ～19年度		見直し	←→																				
平成18 ～20年度				見直し	←→																		
平成21 ～23年度							見直し	←→															
平成24 ～26年度											見直し	←→											
平成27 ～29年度															見直し	←→							
平成30 ～32年度																		見直し	←→				



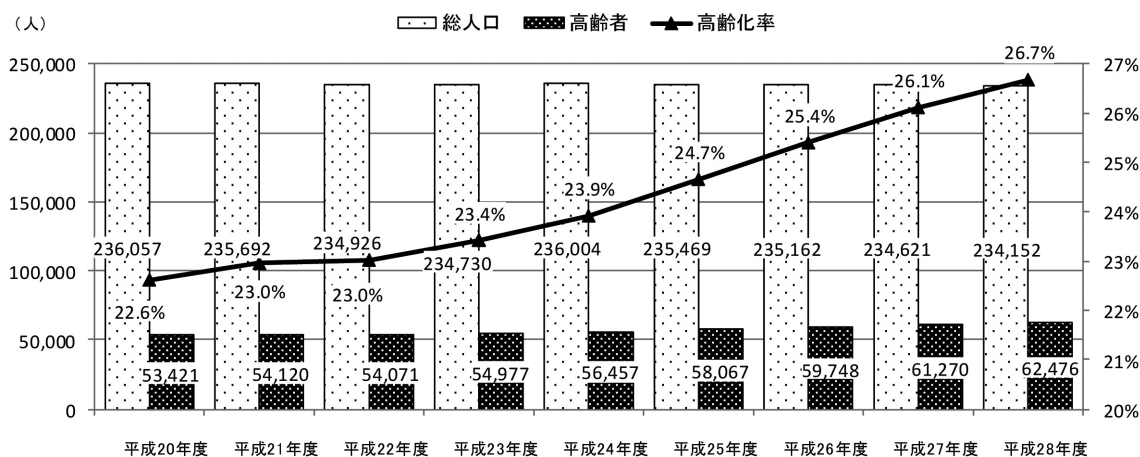
第2章 佐賀市における高齢者の状況

第1節 佐賀市における高齢化の特徴

1 佐賀市の人口と高齢化率の推移

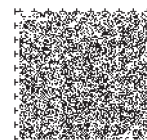
佐賀市の平成28年度末（平成29年3月末現在）の総人口は234,152人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は62,476人となっています。高齢化率は26.7%で、右肩上がりに増加しています。

図表5 佐賀市における高齢化率の推移

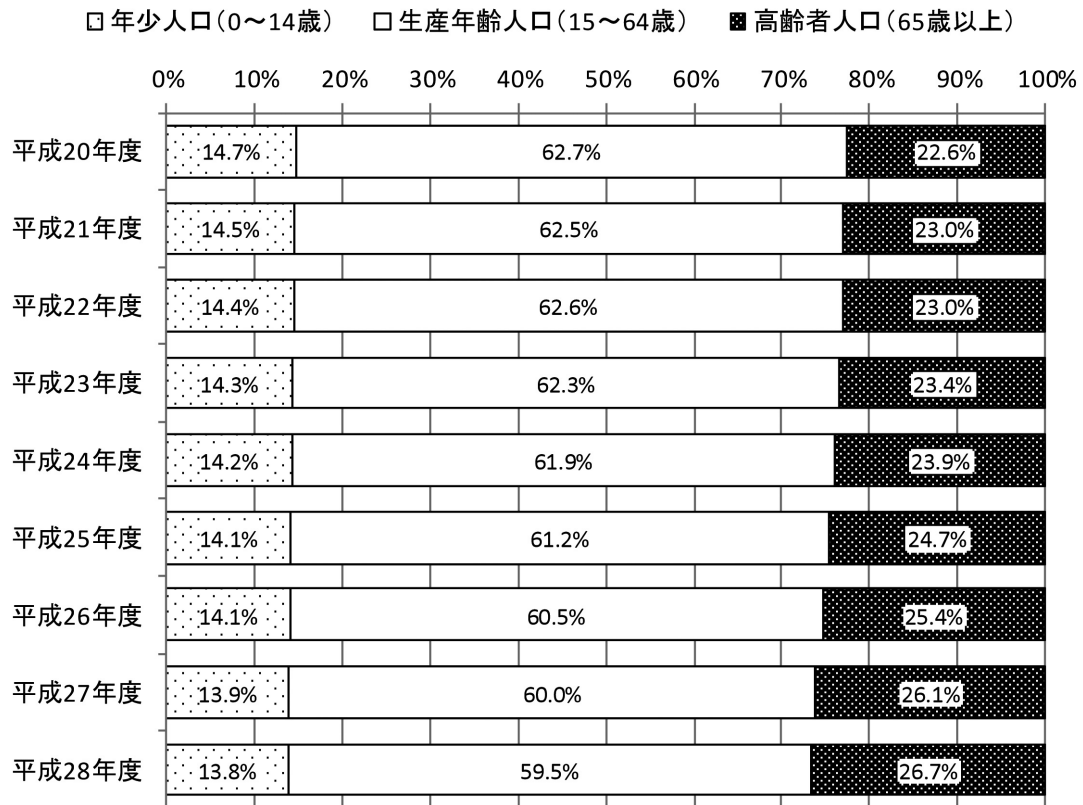


2 佐賀市における高齢者人口

佐賀市における年齢3区分別人口構成割合では、年少人口、生産年齢人口の割合は年々減少し、高齢者人口の割合が増加しています。



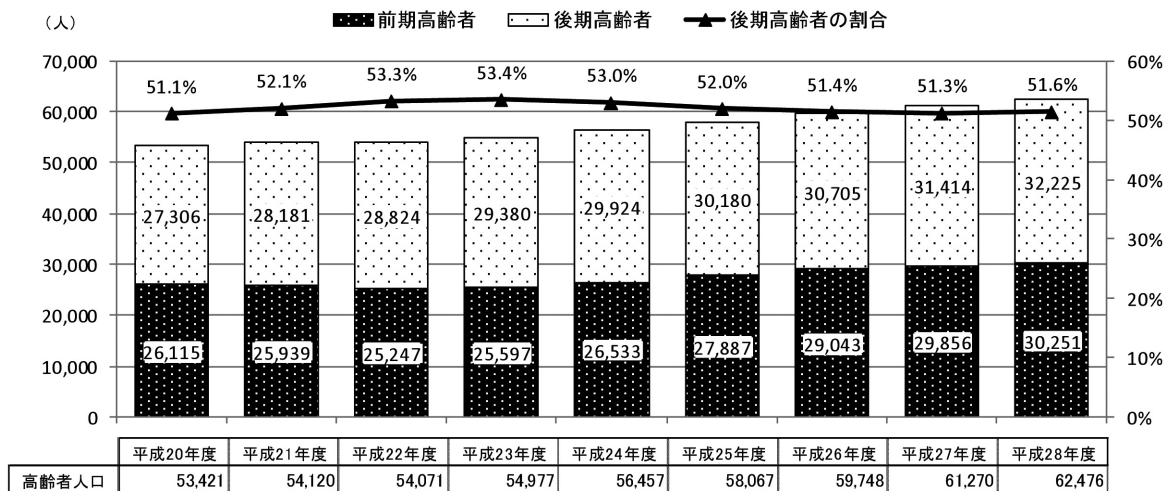
図表6 佐賀市における年齢3区分別人口推移



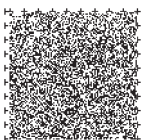
資料:住民基本台帳(各年度3月末現在)

佐賀市における前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳以上)の割合の推移をみると、平成29年3月末日現在で、後期高齢者が高齢者人口に占める割合は51.6%と約半数を占めています。団塊の世代が65歳以上となったことによって、一時的に減少傾向となっていますが、今後この世代が後期高齢者になることで、後期高齢者の割合は増加すると考えられます。

図表7 佐賀市における高齢者人口(前期・後期)の推移



資料:住民基本台帳(各年度3月末現在)



3 佐賀市における一人暮らし高齢者の状況

佐賀市における一人暮らし高齢者の状況をみると、平成29年4月1日現在で、在宅高齢者が占める割合は、高齢者人口の88.0%を占めています。そのうち、一人暮らし高齢者の世帯が占める割合は16.5%、高齢者のみの世帯は33.5%となっています。

また、おたっしや本舗（地域包括支援センター）別に、在宅高齢者のうち一人暮らし世帯が占める割合をみると、最も割合が高いのは佐賀25.5%で、次いで城北20.5%、城南20.0%、城東19.1%、昭栄18.4%となっています。

図表 8 佐賀市における高齢者の住まいの状況

		人数(人)	割合(%)
高齢者人口		62,502	26.7
住 ま い の 状 況	在宅高齢者数	55,017	88.0
	一人暮らし	9,106	16.5
	高齢者のみ	18,415	33.5
	その他	27,496	50.0
	入院中	1,437	2.3
	施設入所中	4,661	7.5
	不明等	1,387	2.2

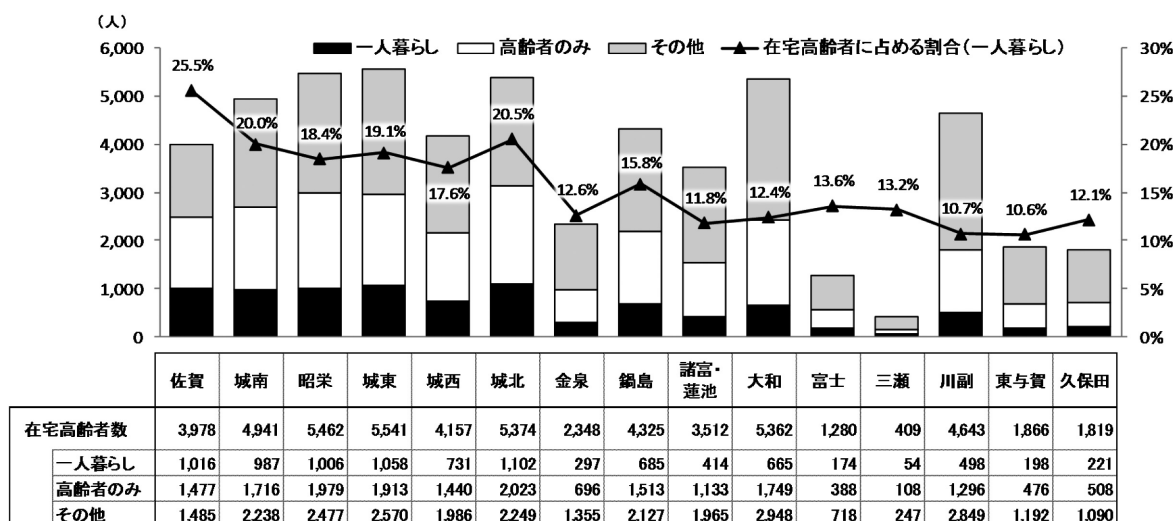
資料：平成29年度 高齢者実態調査(平成29年4月1日現在)

※高齢者人口割合は、人口に占める割合。

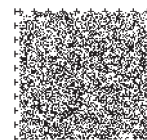
※在宅高齢者数、入院中、施設入所中、不明等の割合は、高齢者人口に占める割合。

※一人暮らし、高齢者のみ、その他の割合は、在宅高齢者数に占める割合。

図表 9 おたっしや本舗（地域包括支援センター）別高齢者世帯の状況



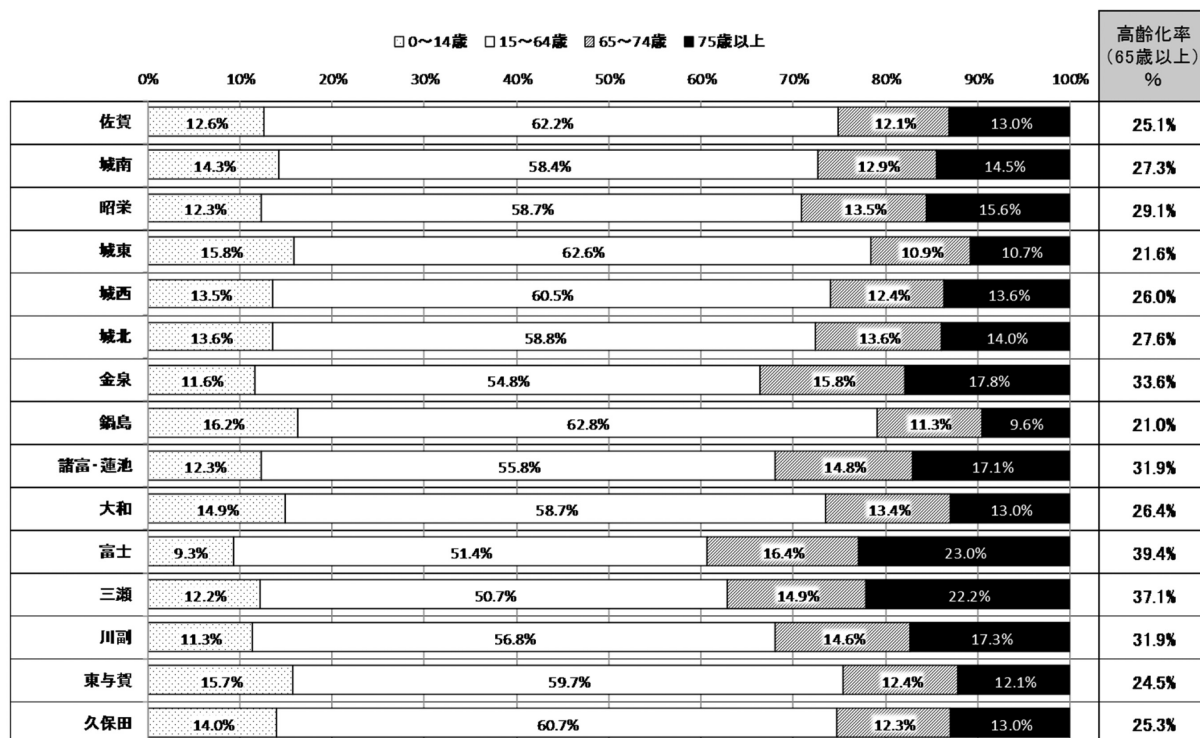
資料：平成29年度 高齢者実態調査(平成29年4月1日現在)



4 佐賀市における地域別の高齢化の状況

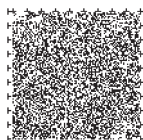
平成29年3月末日現在のおたっしや本舗（地域包括支援センター）別の年齢4区分別人口の構成割合をみると、最も高齢化率が高いのは富士39.4%、次いで三瀬37.1%、金泉33.6%の順となっています。逆に最も高齢化率が低いのは鍋島21.0%です。

図表10 おたっしや本舗（地域包括支援センター）別年齢4区分人口の構成割合

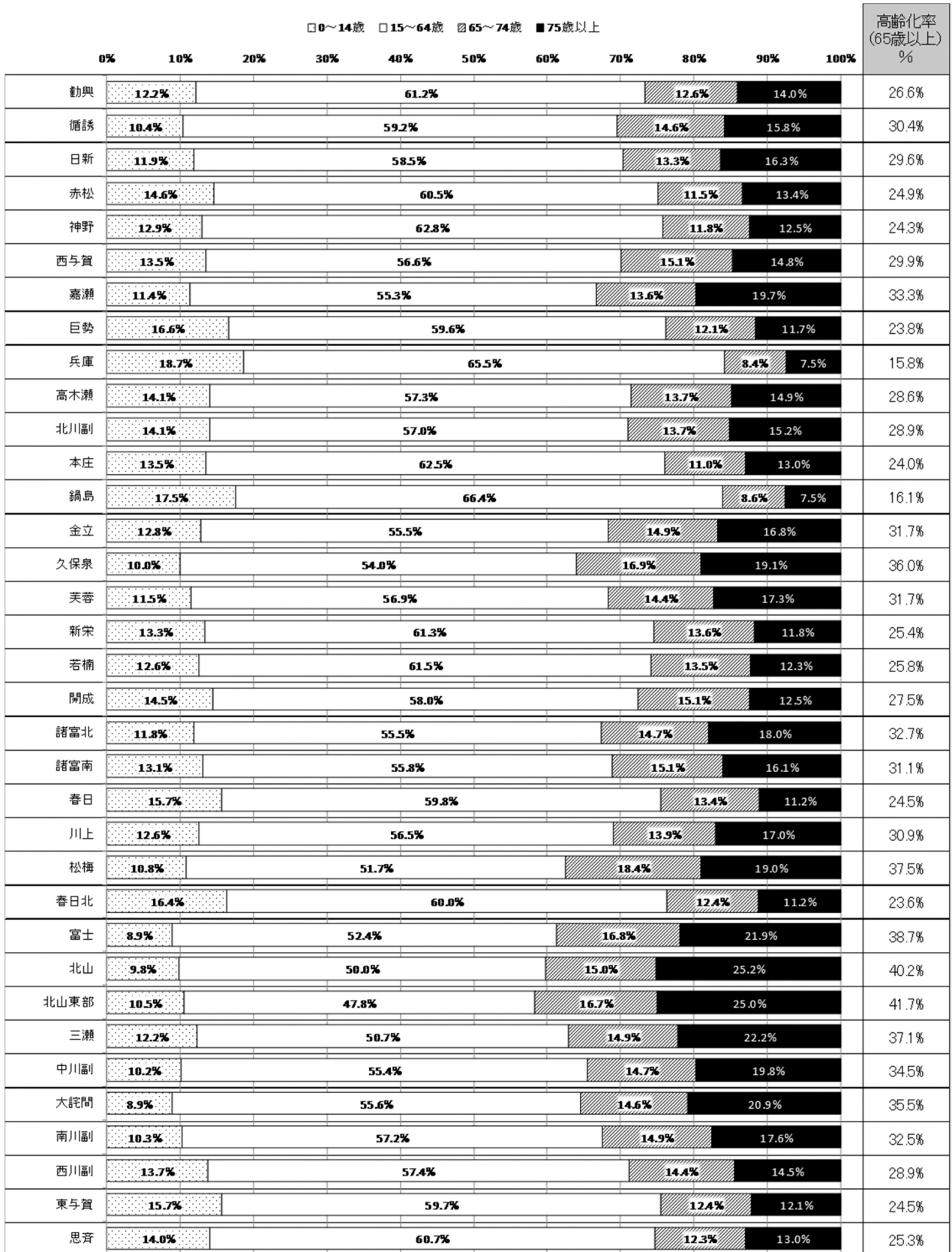


資料：住民基本台帳（平成29年3月末日現在）

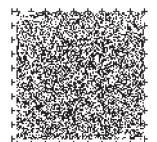
また、さらに小さな単位で地域別の高齢化の状況をみていきます。平成29年3月末日現在の、小学校区別の年齢4区分別人口の構成割合をみると、最も高齢化率が高いのは北山東部41.7%、次いで北山40.2%、富士38.7%の順となっています。逆に最も高齢化率が低いのは兵庫15.8%です。このとおり、高齢化率が30%以上の校区や、16%以下の校区もあり、佐賀市内においても、地域によって高齢化率に大きな差があることがわかります。



図表11 小学校区別年齢4区分人口の構成割合



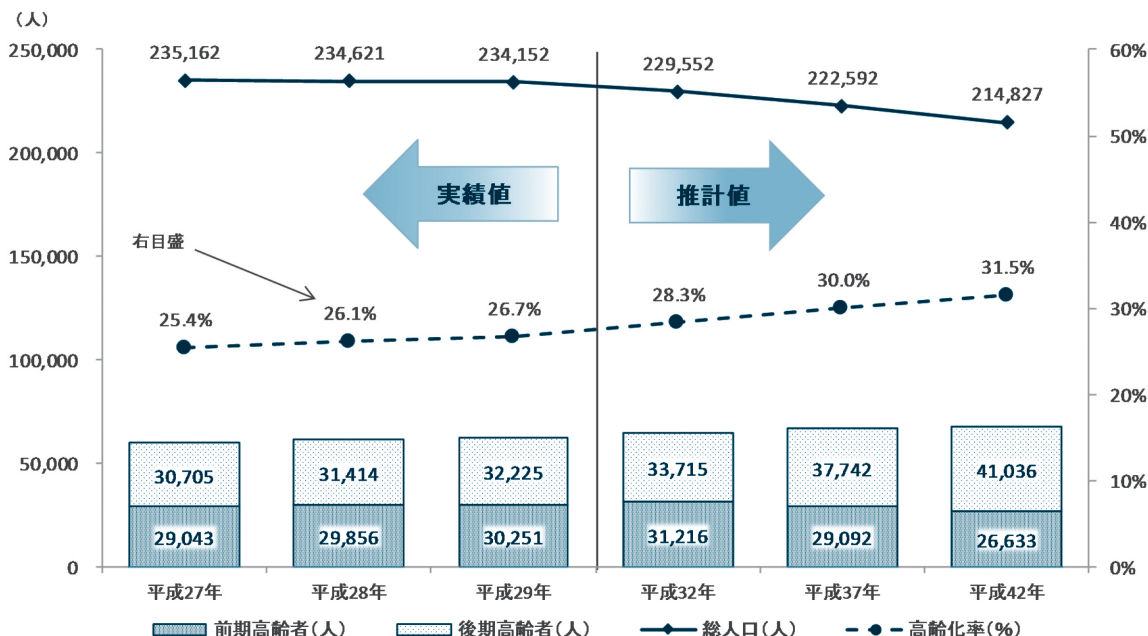
資料：住民基本台帳(平成29年3月末現在)



第2節 佐賀市の総人口と高齢者人口の推計

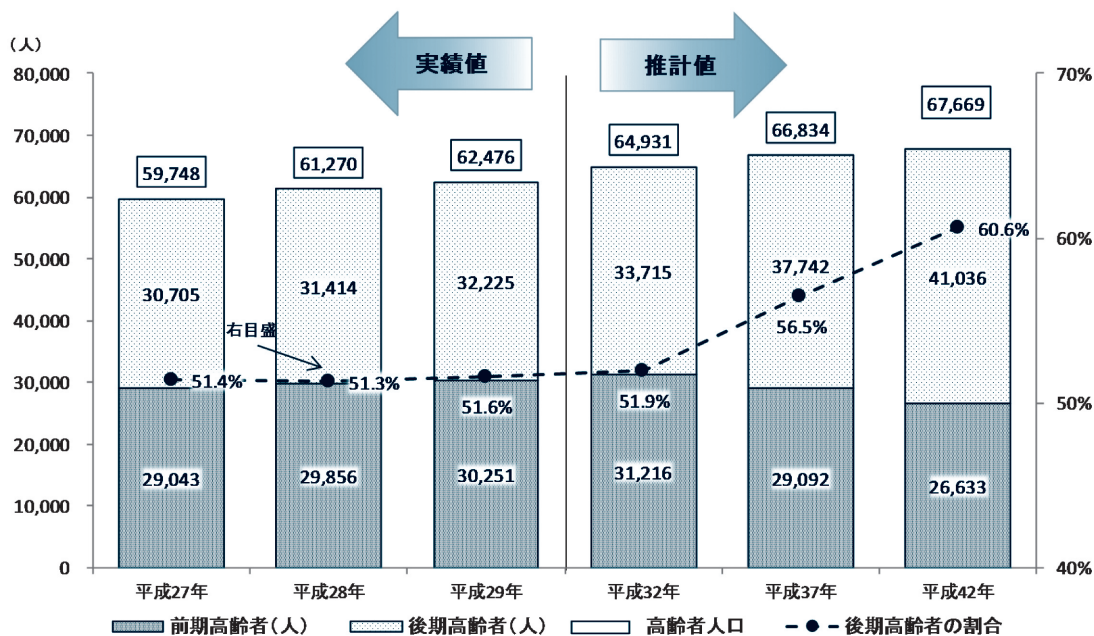
佐賀市の人口推計をみると、今後も総人口が減少する一方で、高齢者人口は増加し続けることが予想されます。また、高齢者に占める後期高齢者の割合が平成37年（2025年）には55%を超えることが予想されます。

図表12 佐賀市の総人口と高齢者人口の推計

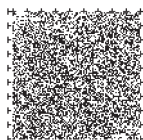


資料：平成29年までは住民基本台帳各年3月末現在の数値。平成32年以降は、平成27年3月末及び平成29年3月末現在の住民基本台帳人口をもとに、コホート要因法により推計。

図表13 佐賀市の前期高齢者・後期高齢者人口の推計



資料：平成29年までは住民基本台帳各年3月末現在の数値。平成32年以降は、平成27年9月末及び平成29年3月末現在の住民基本台帳人口をもとに、コホート要因法により推計。

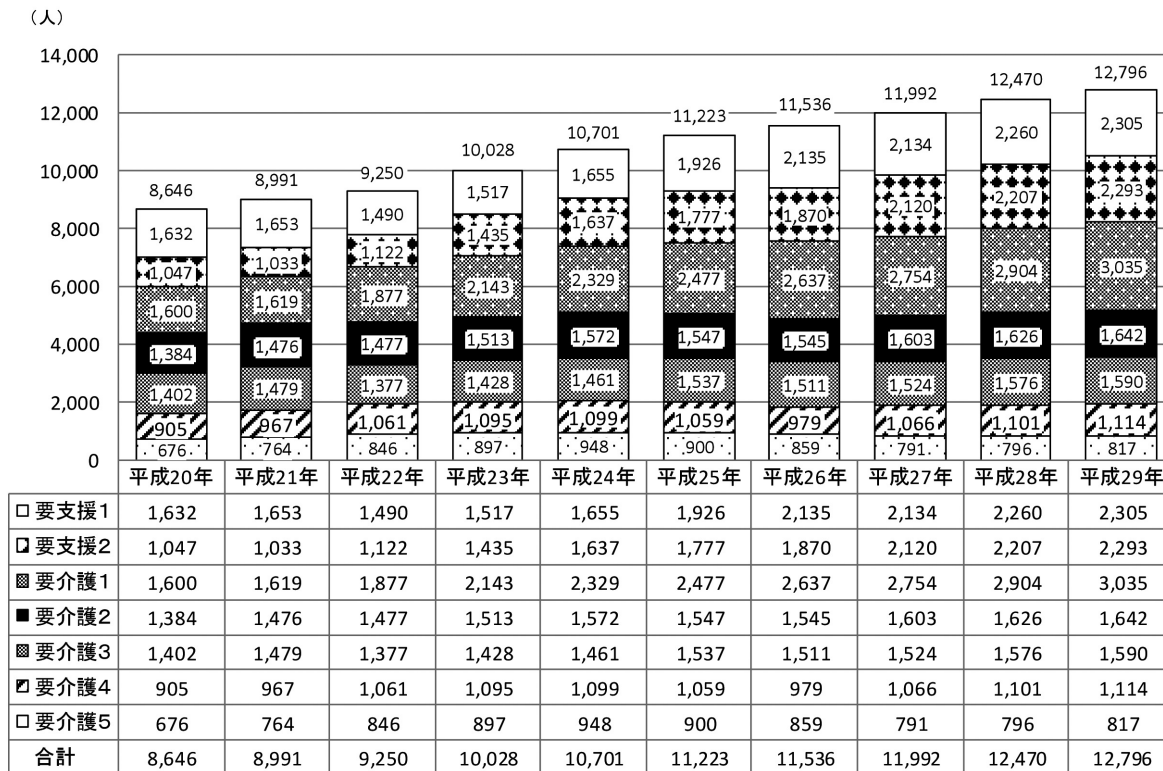


第3節 要支援・要介護認定者の推移

佐賀市における要支援・要介護認定者の推移を介護度別でみると、要支援・要介護認定者数の合計は年々増加しています。

また、要介護3以上の中・重度者の割合は減少傾向となっています。

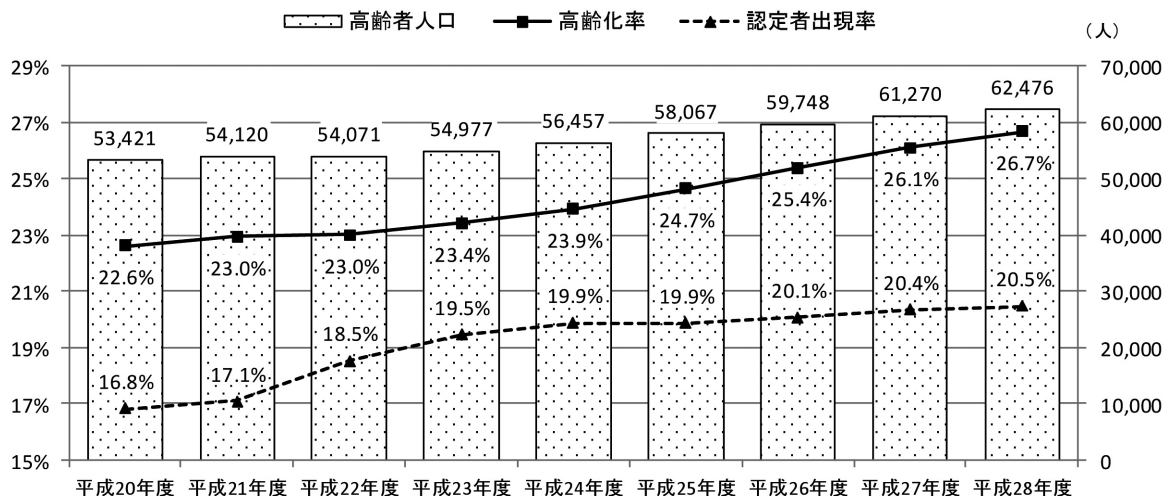
図表14 佐賀市の要支援・要介護認定者の推移



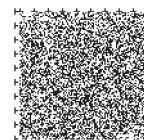
資料：佐賀中部広域連合（各年3月末現在）

要支援・要介護認定者の出現率をみると、認定者出現率は高齢化率の増加に伴って増加しています。

図表16 佐賀市の要支援・要介護認定者出現率の推移



資料：高齢者人口および高齢化率は住民基本台帳（各年度3月末現在）
認定者出現率は佐賀中部広域連合（各年度3月末現在）



第3章 施策の内容

基本目標

佐賀市の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、基本理念の実現に向けて、佐賀市の高齢者保健福祉施策を推進する上で大切にしたい4つの視点を基本目標として設定します。

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の暮らしを支える「支え合い」の地域づくりをすすめながら、自立した生活を営むための地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、各種サービスが一体的に切れ目なく提供されるよう、介護保険サービスや保健医療サービスに関連する関係機関との連携の推進を図ります。

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が要介護・要支援状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきとした生活を送れるよう、高齢者自身が自らの健康維持・増進に心がけ、健康づくりや介護予防の取り組みに積極的に参加できる環境づくりを推進します。

また、要支援者や介護予防事業対象者に対して、切れ目のない総合的な支援が行えるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

基本目標3 高齢者の社会参加と生活環境の整備

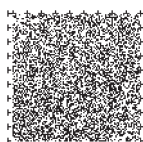
高齢者が生きがいを持って、充実した生活を送ることができるよう、長年築いた豊富な知識や経験、能力などを活かしながら、地域における活動などに参加できる環境づくりを推進します。

また、高齢者が安全に、そして安心して生活を送ることができるよう、住みやすい生活環境づくりに取り組みます。

基本目標4 自立と安心につながるサービスの充実

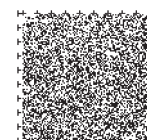
高齢者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、高齢者の自立生活を支えるためのきめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

また、災害時の支援など、高齢者やその家族が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時の支援体制づくりに取り組みます。



施策の体系

基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標 1 地域で支え合う 仕組みづくり	1 地域包括支援センター運営の充実	①総合相談機能の充実 ②権利擁護業務の充実 ③ケアマネジメント支援の充実 ④地域ケア会議の充実
	2 在宅医療・介護連携の推進	①地域の医療・介護の資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ④医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援 ⑥在宅医療・介護関係者の研修 ⑦地域住民への普及啓発 ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携
	3 認知症ケア体制の整備	①認知症地域支援推進員の配置 ②認知症初期集中支援チームによる支援 ③認知症サポーターの養成 ④ものわすれ相談室 ⑤認知症カフェの支援 ⑥認知症に対する正しい理解の促進 ⑦認知症ケアパスの普及・啓発
	4 生活支援体制の整備	①生活支援コーディネーターの配置 ②協議体の構築と機能の充実
基本目標 2 健康づくりと介護予防の推進	1 健康づくりの推進	①健康づくりに関する取り組みの推進 ②各種健(検)診の受診勧奨 ③高齢者健康相談事業 ④高齢者健康教育
	2 介護予防・生活支援サービス事業の充実	①訪問型サービス ②通所型サービス ③介護予防ケアマネジメント
	3 一般介護予防事業の充実	①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業 ③地域リハビリテーション活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業



基本目標	施策の方向	事業・取り組み内容
基本目標3 高齢者の社会参加と生活環境の整備	1 社会参加の推進	①老人クラブ助成事業 ②いきがい館運営事業 ③いきがい館各種講座事業 ④高齢者趣味の作品展開催事業 ⑤高齢者スポーツ大会 ⑥敬老行事補助金 ⑦敬老祝金支給 ⑧高齢者バス優待乗車券助成事業 ⑨シルバー人材センター助成事業 ⑩労政情報発信事業 ⑪働く人にやさしい企業応援利子助成事業
	2 生活環境の整備	①老人ホーム措置事業 ②生活支援ハウス運営事業 ③軽費老人ホームなどの適切な利用促進 ④高齢者福祉施設マップ
基本目標4 自立と安心につながるサービスの充実	1 在宅生活の継続支援	①安否確認事業 ②軽度生活援助事業 ③寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 ④日常生活用具給付事業 ⑤生活支援サービス事業（生活支援員派遣・短期宿泊） ⑥緊急通報システム整備事業 ⑦高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 ⑧あん摩、はり、きゅう等施術券交付事業 ⑨後期高齢者はり、きゅう、あん摩等療養費助成事業
	2 家族介護者支援の充実	①家族介護用品（紙おむつ）支給事業 ②家族介護教室
	3 安心につながる取り組みの推進	①避難行動要支援者支援対策事業 ②高齢者見守りネットワーク事業 ③生活・介護支援サポーター養成 ④地域共生ステーション開設支援事業 ⑤高齢者実態調査 ⑥保健福祉総合情報化推進事業（福祉総合窓口システム） ⑦地域力強化推進事業 ⑧多機関協働による相談支援包括化推進事業 ⑨消費者意識啓発事業



基本目標 **1** 地域で支え合う仕組みづくり

1 地域包括支援センター運営の充実

① 総合相談機能の充実

今後、ますます増加する高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて、健康・福祉・介護など、高齢者の生活全般の総合相談窓口である地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）が核となり、地域の関係機関との連携を強化しながら、その機能の充実を図ります。

地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）について、さらに住民への周知徹底を図り、高齢者の健康・福祉・介護の施策に関する相談などの対応を拡充していきます。

② 権利擁護業務の充実

（ア）権利擁護事業の周知・利用促進

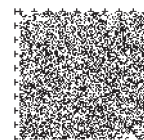
高齢者の権利擁護に関するパンフレットの配布や講習会の開催など、高齢者の権利擁護に関わる制度などの普及啓発を行い、高齢者虐待などの早期発見に結びつく環境づくりに努めます。

高齢者の権利擁護に関わる相談に対し、庁内関係部署や関係機関、介護保険サービスなどの事業者、地域の組織・団体が連携して対応するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの活用を支援し、迅速で適切な対応に努めます。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、高齢者虐待防止の取り組み方法の検討や個別事例の検討などを行い、関係機関との連携強化や高齢者虐待防止に関する体制整備に努めます。さらに、介護保険施設などにおいて高齢者の尊厳が確保されるよう、身体拘束廃止や虐待防止について推進していきます。

（イ）成年後見制度利用支援

認知症高齢者、知的障がいや精神障がいなどの理由で、金銭管理や身上監護の契約、遺産分割などの法律行為をする能力が不十分な人を支援します。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度に対する市民の理解を深め、普及を図るため、毎年市民や関係者向けの公開講座を実施しています。また、成年後見制度に関する個別相談を高齡福祉課、障がい福祉課の窓口の他、おたっしゃ本舗、佐賀県社会福祉士会にて行っています。必要時は、成年後見市長申立てを行い、認知症高齢者などの権利擁護を支援していきます。



(ウ) 高齢者虐待相談窓口の充実

高齢者虐待の相談窓口として、関係機関と連携しながら、早期解決に向け対応します。問題が複雑化しているケースは、専門的な助言や協力を求めるため、弁護士会と社会福祉士の専門職からなる「高齢者虐待対応専門チーム」と連携し相談対応を行います。

今後は、関係機関へ的高齢者虐待に関する制度や知識の普及啓発を行い、通報時には地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）をはじめ関係機関と連携して対応します。

③ ケアマネジメント支援の充実

地域のケアマネジャーなどに対するケアプラン作成指導、個別相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への助言、医療機関を含む関係施設やボランティアなどのさまざまな地域における社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的なケア体制の構築などを行います。

④ 地域ケア会議の充実

介護保険サービス事業所や医療機関、関係機関、地域の組織・団体などと連携した地域ケア会議を行うことにより、高齢者やその家族に対する支援の充実や高齢者支援をめぐる地域課題の把握とその改善に向けた地域の基盤づくりに努めます。

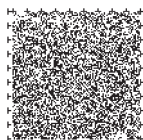
地域ケア会議については、各地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）が主催する「おたっしゃ本舗地域ケア会議」を設けています。この中で個別ケースの支援内容の検討を行い、個別課題の解決や自立支援に資するケアマネジメントの支援につなげていくための会議や地域の関係者のネットワークづくりのための会議を行っています。また、地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）同士の意見交換、成功要因の共有、各日常生活圏域における地域課題の集約の場として「地域ケア連絡会議」があります。さらに、全市的な地域課題の解決に向けた検討の場として「地域ケア推進会議」を設けています。

2 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が、医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で最期まで暮らすことができるよう、佐賀市在宅医療・介護連携支援センターの設置や窓口病院グループ体制の構築、多職種連携研修会の実施などにより、佐賀市医師会とともに医療と介護の切れ目のない連携を推進します。

① 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関や介護保険事業者などの住所、機能などを調査し、これまでに市役所などで把握されている情報と合わせて、マップ、又はリストを作成します。作成したマップなどは、地域の医療・介護関係者や住民に広く公開します。



② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

市担当部局に加え、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療従事者や、介護保険事業者などの介護従事者が参加する多職種連携会議において、在宅医療・介護連携推進のための課題抽出とその問題解決を図ります。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

在宅医療や介護を利用している患者や利用者の相談などに対応できるよう、医療機関や訪問看護事業所、介護事業所間の連携体制や往診や訪問看護、介護保険サービスなどが提供できる体制の整備を図ります。

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

一人の利用者に対して多職種が連携して保健医療サービスや介護保険サービスを提供する際には、一貫性のあるサービスの提供のため迅速な情報の共有が不可欠なため、地域連携パスの作成の取り組み、地域の在宅医療・介護関係者の連絡様式・方法の統一など、地域内で効率的な情報共有を行える基盤を整えます。

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

佐賀市在宅医療・介護連携支援センターが相談窓口となり、介護従事者に医療情報、また、医療従事者に介護情報を提供するなど、在宅医療・介護連携の円滑化のための支援を行います。

⑥ 在宅医療・介護関係者の研修

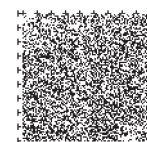
在宅医療・医療介護連携の必要性や在宅医療の実際の技法、多職種連携の実際、医療保険・介護保険上の各種手続きなど、関係職種が実際に業務をすすめるうえで必要になる様々な事項について、全体研修やグループワークなどを通じて学びます。

⑦ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護の連携が円滑にすすんでいくためには、保健医療サービスや介護保険サービスの関係者の連携・努力だけではなく、何よりも患者や利用者、またその家族が在宅医療についてよく理解して選択することが基本となります。今後、各地域において医療・介護の支援が必要とされる高齢者が増加することが見込まれているため、地域住民にも在宅での療養介護に関する理解を促す普及・啓発活動を行います。

⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

同一の二次保健医療圏（中部保健医療圏）内にある多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町と連携して、当該二次医療圏内の医療機関から退院する事例などに関して、県や保健福祉事務所などの支援の下、当該医療機関と協力して、退院後に在宅における保健医療サービスと介護保険サービスが一体的に提供されるよう、情報共有の方法などを含む在宅医療・介護連



携のために必要な事項について協議をすすめます。

また、必要に応じて、同一の二次保健医療圏（中部保健医療圏）内にある多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町と連携して、患者などの急変時に診療する医療機関の確保などについて協議をすすめます。

病院群輪番制病院運営事業として、休日に入院を要する重症救急患者に対し、輪番制で救急医療を行う二次救急医療機関に対して補助金を交付します。また、在宅当番医運営事業として、二次及び三次救急医療機関への集中を未然に防ぐとともに、二次、三次救急医療へと結びつける重要な体制づくりのため、休日に軽症救急患者に対し、当番制で初期救急医療を行う救急医療体制を整備します。さらに、休日歯科診療所運営事業として、休日などにおける歯科患者の治療を行うため、市歯科医師会などの協力を得て、佐賀中部保健医療圏における歯科診療体制の確保を図ります。

3 認知症ケア体制の整備

① 認知症地域支援推進員の配置

市内15か所の地域包括支援センター（おたっしゅ本舗）に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人とその家族が安心して生活ができるよう、相談や訪問活動を通して、認知症の早期受診と治療のための支援や、関係機関との調整及び介護保険や福祉サービス利用などによる生活支援を行います。

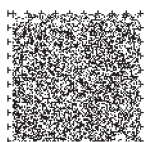
今後は、関係機関との連携を深めながら、認知症の段階に応じた支援を行うための体制づくりを行います。

② 認知症初期集中支援チームによる支援

複数の専門職で構成されるチームが、各地域包括支援センター（おたっしゅ本舗）と連携しながら認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、観察・評価を行います。本人や家族などに対する初期の支援を包括的・集中的に行い、必要な医療や介護に結びつけることで自立生活をサポートします。

③ 認知症サポーターの養成

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたかく見守り、自分にできる範囲で認知症の人を支援する「認知症サポーター」を養成し、地域での見守り等の資源とします。今後も小中学校・企業・地区組織・各種団体・市職員などに対して養成講座を実施します。また、市報などで事業のPRを行い、地域住民や団体の依頼に応じてキャラバン・メイトを派遣して認知症サポーター人口の拡大を図るとともに、地域のボランティアの担い手になっていただけるようフォローアップ体制づくりを行います。



④ ものわすれ相談室

認知症やものわすれに関する相談を受け、早期に適切な治療・サービスに結びつけるとともに家族の介護の負担軽減を図ります。

医療機関、地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）、認知症初期集中支援チームなどの関係機関と連携し、相談後の適切な受診やサービス導入が円滑に行なわれるように努めます。

⑤ 認知症カフェの支援

認知症カフェは、認知症の人やその家族、地域住民、福祉や介護の専門職など、認知症の人に関わる人たちが集い、気軽に会話や情報交換などを楽しむ場所です。認知症カフェの開設や運営に関して、助言や関係機関との連携、広報等を行います。

⑥ 認知症に対する正しい理解の促進

認知症に対する正しい知識の普及と意識啓発のために、講演会の開催やパンフレットなどの各種広報媒体を用いた周知啓発活動を実施します。

⑦ 認知症ケアパスの普及・啓発

認知症の人やその家族が、認知症の容態の変化に応じて受けられることができる支援をまとめた「認知症ケアパス」の普及・啓発を図り、必要な支援が適切に受けられるようにします。

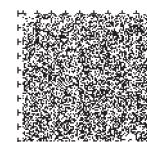
4 生活支援体制の整備

① 生活支援コーディネーターの配置

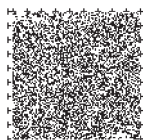
高齢者の生活支援・介護予防サービスに関する体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を各おたっしゃ本舗に配置しています。地域での課題を発見し、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成などのため、生活支援コーディネーター連絡会・研修会を開催し、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を推進します。

② 協議体の構築と機能の充実

地域包括支援センター（おたっしゃ本舗）や生活支援・介護予防サービスの提供組織・団体、地域の組織・団体などと生活支援コーディネーターが参画し、関係者間の定期的な情報共有や連携強化の中核となる、ネットワークとしての協議体（市全体を対象とした「第1層（佐賀市介護予防・生活支援推進協議会）」と中学校区域等を対象とした「第2層」）を構築し、その機能の充実を図ります。



そのため、住民主体での地域の福祉を話し合う場を開催し、ワークショップ等を取り入れながら住民の意見交換をもとに、地域支え合いの社会を構築していきます。



基本目標 **2** 健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくりの推進

① 健康づくりに関する取り組みの推進

佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし21」に基づき、健康的な生活習慣の形成により生活習慣病を予防し、早世の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ります。また、佐賀市食育推進基本計画に基づき、市民一人ひとりが「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践する「食育」を推進します。

「朝ラジ まなざし 朝ごはん」プロジェクトにおいて、「ラジオ体操による健康づくり」と「まなざし運動の実践」及び「食育」に取り組み、市民の自主的な健康づくりを支援するとともに、地域コミュニティの形成を目指します。また、ラジ&ウォーク推進事業により、ウォーキングと手軽なラジオ体操を普及することで、市民が継続的な健康づくりを実践できるように支援していきます。

佐賀市健康運動センターについては、運動を中心とした活動や交流を通して、市民の健康増進及びスポーツの推進に寄与するための施設運営を行います。

日頃スポーツに触れる機会の少ない人にニュースポーツや、やさしいスポーツを紹介し、体験させ、日常生活にスポーツを取り込むきっかけづくりとなるよう、まなざしスポーツレクリエーション祭を開催します。また、年齢や性別、体力を問わずに、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツ用具を整備し、用具の貸し出しを行い、ニュースポーツの普及・推進を図ります。

② 各種健(検)診の受診勧奨

各種がん検診や歯周病検診などの成人検診、結核検診、及び特定健診・特定保健指導の目標受診(実施)率の達成を目指して、健(検)診などの周知・啓発を行い、健康管理などに対する意識向上を図ります。また、人間ドックや脳ドックの受診に対する助成を行い、疾病の早期発見・早期治療につなげていきます。

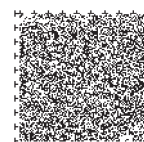
健康管理ファイル交付事業として、特定健診・保健指導などの記録、その他健康保持のために必要な事項を記載し、自分の体に関心を持つことで、健康管理意識を高めます。

また、後期高齢者医療保険被保険者を対象とした健(検)診の受診啓発を行うとともに、人間ドックの受診に対する助成を行い、健康に対する自覚を高め、生活習慣病などの早期発見により健康の維持・増進につなげていきます。

③ 高齢者健康相談事業

サロンや老人クラブ・いきがい館などに出向き、健康上の相談や介護予防に関する相談などを受け、個人に応じた保健指導を実施します。

今後は、適切な受診やサービスにつなげられるよう、地域包括支援センター(おたっしゃ



本舗)などの関係機関と連携し、実施していきます。

④ 高齢者健康教育

サロンや老人クラブに出向き、将来的に要介護状態にならないような生活習慣の改善や介護予防に関する講話を実施します。

今後は、多くの地域に出向き、高齢者の意識の中に介護予防を根付かせていきます。

2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業は、従来の要介護認定で「要支援1~2」だけでなく、「非該当(自立)」と認定された人や、要介護認定自体を受けていない人でも、65歳以上で生活機能の低下がみられると認められた場合に利用することができる事業です。

介護予防・日常生活支援総合事業は、大きく「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれます。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、佐賀中部広域連合と十分な連携をとりながら、本市において、より効果的な多様なサービスから順次実施できるようにしていきます。

また、利用者及びその家族等から介護予防・日常生活支援総合事業に関する相談又は苦情に迅速かつ適切に対応するために受付窓口の設置等により、サービスの質の確保に努めます。

① 訪問型サービス

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介助や家事などの日常生活の援助を行います。

(イ) 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

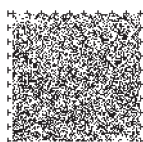
訪問介護事業所などが実施する緩和した基準による訪問型サービスを提供します。

(ウ) 訪問型サービスB(住民主体による支援)

住民のボランティアによる軽度な生活援助などの訪問型サービスを提供します。

(エ) 訪問型サービスC(短期集中予防サービス)

3~6か月の短期間で、口腔機能や栄養状態の改善、身体機能や閉じこもり状態の改善のための訪問相談・指導又は退院直後における在宅生活支援を行います。



(オ) 訪問型サービスD（移動支援）

介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援を提供します。

② 通所型サービス

(ア) 介護予防通所介護相当サービス

通所介護事業所などにおいて、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

(イ) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）

通所介護事業所などが実施する緩和した基準による通所型サービスを提供します。

(ウ) 通所型サービスB（住民主体による支援）

住民のボランティアによる高齢者のためのサロンなどの通所型サービスを提供します。

(エ) 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

3～6か月の短期間で、身体機能や閉じこもり状態の改善のためのプログラムを実施します。

③ 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者及び事業対象者に対し、身体的・精神的・社会的機能の改善を目標とし、自立支援のためにアセスメント、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後のモニタリングを実施します。

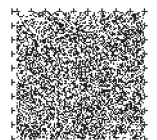
3 一般介護予防事業の充実

① 介護予防普及啓発事業

(ア) センター版元気アップ教室

65歳以上の高齢者を対象とし、介護予防を目的として、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」に効果があると認められる事業を実施し、要介護状態への移行を予防します。

身近な場所で運動等の継続が可能な新規の対象者へ積極的に働きかけを行い、継続参加者は他の事業と連携し、自主的な取り組みへつなげます。



(イ) 地域版元気アップ教室

65歳以上の高齢者を対象に、ストレッチ体操や主にダンベルを用いた筋力トレーニング等を指導することで、転倒しにくい身体づくりを行い、教室終了後も自主活動として継続することで、要介護状態になることを予防します。ダンベル体操、栄養改善、口腔機能の向上について学び、高齢者にとっての地域の通いの場となるよう自主活動を念頭におき、運動習慣を身につける教室を実施します。

今後も、教室修了後確実に地域での自主活動に結びつけていき、対象者の運動習慣の継続を支援します。

(ウ) 街なか元気アップ教室

運動機能向上・口腔機能向上・栄養改善を目的に専門士による指導を行います。なお、会場を商業施設等にすることにより、休憩時間を利用した買い物活動を通じた生活機能訓練を複合的にを行います。また、介護予防サポーター養成講座と連携し、サポーター自身の生きがいづくりの場として活用します。なお、教室参加終了後は、自主事業としての通いの場を提供し、継続して利用できるよう支援します。

(エ) 高齢者のための「脳いきいき健康塾」

簡単な計算や音読を習慣化することにより、高齢者の認知機能の維持、日常行動の回復を目指します。また、健常高齢者の加齢に伴う脳機能の衰えを防ぎます。多くの地域に出向き、高齢者の意識の中に介護予防を根づかせます。

(オ) 音楽サロン教室

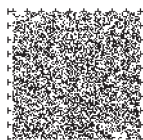
高齢者に対して、体を動かしながらの発声、歌唱や演奏を行う教室を実施することで、脳の活性化、手足や口腔の筋力維持、閉じこもり予防を図ります。各地域で普及させて、自主・継続的な活動として実施できるようにしていきます。

(カ) 脳若教室

認知症予防を目的に、iPadやテキストを用いたトレーニングプログラムを実施し、認知機能の改善を図ります。また、日常生活で認知症予防に効果的な取り組みが実践できるよう支援します。

(キ) 介護予防教室自主グループ支援

自主活動を継続中のグループに対し、運動などの技術指導のフォローを実施することで、自主グループの活動が円滑に継続できるよう支援を行います。自主・継続的な活動が実施できるように、取り組みを継続していきます。



(ク) 佐賀市運動教室

高齢者健康教室事業「地域版元気アップ教室」終了後に自主化した団体に対して、一定期間、自主運営を円滑に行えるように支援を行います。

自主・継続的な活動が実施できるように、取り組みを継続していきます。

② 地域介護予防活動支援事業

(ア) 高齢者ふれあいサロン事業

地域のボランティアなどが、家に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者などに対し、健康づくり、趣味、レクリエーションなど生きがいと健康づくり活動を実施します。

閉じこもり防止のため、虚弱な高齢者が出かけられる場として、また、地域ケアネットワークの一つとしてできるだけ多くのサロンが活動できるよう啓発に努めるとともに環境整備などの支援をしていきます。

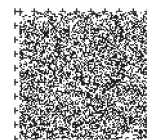
③ 地域リハビリテーション活動支援事業

高齢者ふれあいサロンの場や地域ケア会議などにリハビリテーション専門職などを派遣し、助言などを求めることで、地域における介護予防に関する取り組みの機能強化を図ります。

④ 一般介護予防事業評価事業

原則として、年度ごとに事業評価項目に沿って、各事業が適切な手順・過程を経て実施できているかの評価を実施し、内容の見直しを行います。

今後は、佐賀中部広域連合と連携を図りながら、実施していきます。



基本目標 **3** 高齢者の社会参加と生活環境の整備

1 社会参加の推進

① 老人クラブ助成事業

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブに対し補助金を交付します。今後も介護予防・地域福祉の観点から老人クラブの支援事業を実施していきます。

② いきがい館運営事業

60歳以上の高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、生活や健康などの各種相談に応じ、健康増進、教養の向上及びレクリエーションを提供します。

指定管理者制度などを活用しながら、高齢者の地域への貢献や世代間交流、自身の健康・意欲の維持に寄与する施設として、各種クラブ活動や介護予防教室等利用意向が高いサービスを拡充させ、憩いの場としての居場所づくりとともに世代間交流の場、ボランティア等の活動拠点として柔軟な管理運営を行います。

③ いきがい館各種講座事業

60歳以上の高齢者の生きがい対策として、健康料理、健康体操、郷土史、園芸などの講座をいきがい館で実施します。

指定管理者制度などを活用しながら、高齢者に関われた身近な生涯学習の場として、各種講座を通じて自身の教養や社会参加する資質を高め、自分らしくいきいきと生活でき、地域貢献できる人材の育成を主眼に各種講座の充実を図ります。

④ 高齢者趣味の作品展開催事業

高齢者の生きがいを高めるため、趣味による創作作品を広く募集し、展示します。

広報などにより事業の周知を図るとともに、高齢者の創作活動の目標の一つとして実施していきます。

⑤ 高齢者スポーツ大会

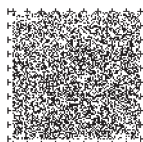
高齢者の健康と生きがいを高めるため、校区毎に高齢者向けのスポーツ大会を開催します。

⑥ 敬老行事補助金

各小学校区及び市内の老人ホームで開催される敬老行事に対し補助金を助成します。

⑦ 敬老祝金支給

長年にわたり社会に貢献された長寿者に対する敬老の意図に祝意を表する事業として、88歳、100歳以上の高齢者に敬老祝金を支給します。



今後、平均寿命の延伸にともなう対象者の増加により、当該事業費が増大することが考えられることから事業内容の見直しについて検討を始めます。

⑧ 高齢者バス優待乗車券助成事業

高齢者の外出支援として、70歳以上の高齢者に対して、市営バス・昭和バスの優待乗車券の購入費用を助成します。

⑨ シルバー人材センター助成事業

高齢者の社会参加と生きがいづくりを目的に、会員に就労の場を斡旋するシルバー人材センターに助成を行います。

⑩ 労政情報発信事業

雇用環境を整備し、高齢者・障がい者・女性等の雇用促進を図るために各種媒体で情報発信を行います。(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構や労働局等関係機関が行う各種助成金や労働環境整備支援等についての情報発信を労政だより、ホームページなどで行います。

⑪ 働く人にやさしい企業応援利子助成事業

仕事と家庭の両立がしやすい労働環境づくり、障がい者雇用、高齢者雇用に積極的に取り組んでいる企業が、「佐賀市小口資金」を新規に借り入れた場合に支払利子の一部を助成します。労政だより、ホームページなどで周知を行い、利用促進を図っていきます。

2 生活環境の整備

① 老人ホーム措置事業

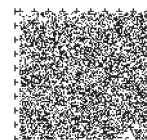
身体上・精神上・環境上・経済上の理由により自宅での生活が困難な高齢者を、養護老人ホームに措置します。

② 生活支援ハウス運営事業

介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるように支援します。

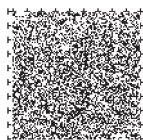
③ 軽費老人ホームなどの適切な利用促進

老人福祉法に基づく軽費老人ホーム(ケアハウス)について、また、高齢者向けの賃貸住宅や有料老人ホームといったサービス付き高齢者向け住宅について、適切な利用を促進していきます。



④ 高齢者福祉施設マップ

介護保険施設や在宅の高齢者施設等の施設情報をいつでも閲覧できるようにするため、佐賀市ホームページに掲載している「高齢者福祉施設マップ」の施設情報を更新します。



基本目標 **4** 自立と安心につながるサービスの充実

1 在宅生活の継続支援

① 安否確認事業

一人暮らし高齢者などの心身の状況、家族の支援、環境等に応じ、定期的に訪問することにより、安否確認を行います。また、安否確認の際、利用者と事業者の契約により弁当を届けることも選択できるものとします。

② 軽度生活援助事業

一人暮らし高齢者などの心身の状況、家族の支援、環境などに応じ食材の買い物や家屋内の整理整頓など、軽易な日常生活の支援を行います。

③ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具類の衛生管理が困難な在宅生活の一人暮らし高齢者などに対し、水洗い及び乾燥消毒などのサービスを年2回実施します。

④ 日常生活用具給付事業

心身機能の低下のため火気取り扱いに不安がある一人暮らし高齢者などに、電磁調理器、火災警報機などを給付します。

⑤ 生活支援サービス事業（生活支援員派遣・短期宿泊）

社会適応困難な高齢者に対して、支援員の訪問又は短期間の宿泊により、日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への予防を図ります。

⑥ 緊急通報システム整備事業

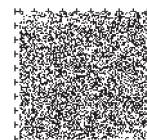
在宅のひとり暮らし高齢者などが緊急通報装置（借受料などを利用者負担有）を自宅に設置することで、緊急事態発生時の即応体制を整え、高齢者などの不安を解消し、生活の安全を図ります。

⑦ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

江頭団地、六座町団地に生活援助員を派遣し、高齢者の相談に応じたり、家事援助を行うなど、高齢者の日常生活の支援を行います。

⑧ あん摩、はり、きゅう等施術券交付事業

65歳以上の高齢者を対象にあん摩、はり、きゅうの施術券の交付を行います。



⑨ 後期高齢者はり、きゅう、あん摩等療養費助成事業

高齢者の健康増進のため、後期高齢者医療被保険者を対象に、はり、きゅう、あん摩等療養費の助成を行います。

2 家族介護者支援の充実

① 家族介護用品（紙おむつ）支給事業

紙おむつを使用している65歳以上で、要介護認定の4又は5の在宅高齢者に対し、紙おむつなどを支給します。

② 家族介護教室

高齢者を介護している家族などに対し、介護方法や介護予防などについての教室を開催し、知識や技術を習得することにより、在宅生活の継続・向上を図ります。

3 安心につながる取り組みの推進

① 避難行動要支援者支援対策事業

災害時に安否確認や避難支援を必要とする高齢者や障がいのある人・難病患者などの「避難行動要支援者」に対して、地域における支援体制づくりを行います。避難行動要支援者として登録された情報を、地域と行政で共有し、日ごろのふれ合いや災害時の避難支援などに役立てます。

避難行動要支援者及び避難支援員の登録推進を図り、福祉避難所・福祉避難施設の迅速な開設・運営に向けた体制の整備をすすめます。

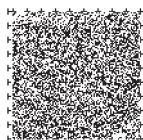
② 高齢者見守りネットワーク事業

高齢者を地域全体で見守り、高齢者に異変を感じたらおたっしゅ本舗に連絡し、必要なサービス等につなげます。登録事業所の拡大を図ると同時に、地域住民へ啓発することにより、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

③ 生活・介護支援サポーター養成

高齢者が安心して地域で暮らすことができるよう、地域において日常的な支援を行うボランティアを養成するため、生活・介護支援サポーター養成講座を開催します。

また、サポーターがサロンや各種介護予防教室等で活躍できる場を確保し、地域支え合いの社会を構築していきます。



④ 地域共生ステーション開設支援事業

地域共生ステーション（ぬくもいホーム交流サロン併設型、ぬくもいホーム）の開設を行うNPO法人などに対し、開設にかかる施設整備費及び初年度設備費の一部を補助します。

⑤ 高齢者実態調査

民生委員を調査員として、65歳以上全ての高齢者を対象に、実態調査を実施します。全高齢者を対象とした唯一の調査であり、より適切な支援に結びつけていくためにも、的確な実態把握に努めます。

⑥ 保健福祉総合情報化推進事業（福祉総合窓口システム）

世帯を単位とした受給中のサービスや受給可能なサービスが確認できる福祉総合窓口システムを活用することで、高齢者のみならず、世帯における課題・問題に対し、最適な保健・福祉サービスを提供します。

⑦ 地域力強化推進事業

市民に身近な地域（小・中学校区）において、市民が主体的に地域の困りごとを把握して、解決することを支援するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置して、地域の福祉課題の解決を図ります。

また、地域福祉を推進する校区社協や民児協などがより活動を促進できるよう支援を行います。

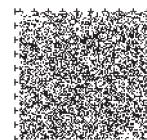
⑧ 多機関協働による相談支援包括化推進事業

複合的な福祉の問題を抱え、「相談先（窓口）がわからない」「一度に相談できるところがない」と悩んでいる方に対して、相談支援包括化推進員を中心として、多分野・多職種の関係機関と横断的な相談・支援体制を構築し、悩んでいる方の自立を促進します。

事業の実施にあたっては、上記「⑦地域力強化推進事業」と一体的に進めます。

⑨ 消費者意識啓発事業

高齢者を狙った悪質な商法や二重電話詐欺などの被害防止のため、関係機関と連携を図ります。また、高齢者を対象とした出前講座や消費者トラブル防止の情報提供を積極的に行います。



佐賀市高齢者保健福祉計画

発行者：佐賀市 保健福祉部 高齢福祉課

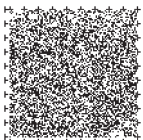
〒840-8501 佐賀県佐賀市栄町1番1号

TEL：0952-40-7253 FAX：0952-40-7393

URL：<http://www.city.saga.lg.jp/>

E-mail：korei@city.saga.lg.jp

作成年月：平成30年3月





佐賀市